(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の寝たきり高齢者等で常時介護を要する状態にある者に対し、寝具の洗濯サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業(以下「事業」という。)を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「寝たきり高齢者等」とは、介護保険法(平成9年法律第123 号)第19条に規定する要介護認定において要介護3、要介護4又は要介護5と判定された 65歳以上の者をいう。

(利用者の資格)

- 第3条 事業を利用することができる者は次の要件を満たす在宅の寝たきり高齢者等とする。
 - (1) 本市に居住する者
 - (2) 伝染性疾患者でない者

(申請等)

- 第4条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿児島市寝たきり高齢者 等寝具洗濯サービス利用申請書(様式第1)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出 しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、速やかに利用の可否を決定し、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用決定通知書(様式第2)又は鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用却下通知書(様式第3)により申請者に通知するとともに、利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)には、鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯利用券(様式第4)(以下「利用券」という。)を交付するものとする。
- 3 利用券は、事業を利用しようとする年度(以下「利用年度」という。)の7月31日まで に申請した利用者には3枚、利用年度の8月1日から11月30日までに申請した利用者に は2枚、利用年度の12月1日以後に申請した利用者には1枚を交付する。
- 4 利用券の有効期限は、当該利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日までとする。 (実施の方法)
- 第5条 事業における寝具の洗濯は、市と委託契約を締結した者(以下「業者」という。)が 市長の指示により行う。

(寝具洗濯サービスの対象)

- 第6条 寝具洗濯の対象は、寝たきり高齢者等が現に使用している次に掲げるものとする。
 - (1) 掛け布団
 - (2) 敷布団

(3) 毛布

(費用負担)

- 第7条 利用者又は利用者の属する世帯の生計中心者は、事業を利用したときは、<u>別表に定めるところにより、寝具の洗濯に要する費用の一部(以下「利用者負担額」という。)を</u> 負担するものとする。
- 2 利用者負担額は、利用者又は利用者の属する世帯の生計中心者が直接寝具洗濯を行った業者に支払うものとする。

(資格喪失等の届出)

- 第8条 利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、市長に対し速やかに鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用資格喪失(辞退)届出書(様式第5)を提出しなければならない。
 - (1) 利用者が死亡したとき。
 - (2) 伝染性疾患にり患したとき。
 - (3) 老人福祉施設に入所するとき、又は長期にわたり入院するとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか寝具洗濯の必要がなくなったとき。
 - (5) 利用者が本市外へ転出したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

- 2 桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者に係る事業の実施については、平成17年3月31日までの間に限り、この要綱の規定にかかわらず、それぞれ桜島町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年啓島町告示第7号)、喜入町寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年喜入町告示第26号)、松元町在宅要援護高齢者等寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成12年松元町告示第13号)、郡山町寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成13年郡山町要綱第20号)の例による。
- 3 吉田町の編入の目前に同町であった区域に住所を有している者については、平成17年3 月31日までの間は、この要綱の規定は適用しない。

(経過措置)

4 改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後に鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書を提出した者について適用し、同日前に鹿児島市寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス利用申請書を提出した者については、なお従前の例による。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

5 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日から平成30年3月31日までの間において平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から平成30年3月31日までの間、利用者負担額は、無料とする。

付 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

別表 (第7条関係)

	利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分	利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯	0
В	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
С	生計中心者の前年所得税課税年額 6,200円以下の世帯	寝具の洗濯に要する費用の1割
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 6,201円以上18,700円以下の世帯	寝具の洗濯に要する費用の2割
Е	生計中心者の前年所得税課税年額 18,701円以上50,000円以下の世帯	寝具の洗濯に要する費用の3割
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 50,001円以上87,500円以下の世帯	寝具の洗濯に要する費用の4割
G	生計中心者の前年所得税課税年額 87,501円以上の世帯	寝具の洗濯に要する費用の5割